

入院時食事療養費等の標準負担額変更のお知らせ

令和 7 年 4 月 1 日より国の定める診療報酬改定に伴い、食事療養費標準負担額及び生活療養標準負担額（入院時の食事代）が下記の通り変更となります。皆様にはご負担をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

		療養病床患者	指定難病患者
65 歳 未満	一般所得 (低所得者以外)	一食 490 円 ↓ 一食 510 円	一食 280 円 ↓ 一食 300 円
	低所得	一食 230 円 ↓ 一食 240 円 ※入院期間が 90 日超 一食 190 円	一食 230 円 ↓ 一食 240 円 ※入院期間が 90 日超 一食 190 円
65 歳 以上	一般所得 (低所得者以外)	一食 490 円 ↓ 一食 510 円	一食 280 円 ↓ 一食 300 円
	低所得Ⅱ	一食 230 円 ↓ 一食 240 円	一食 230 円 ↓ 一食 240 円 ※入院期間が 90 日超 一食 190 円
	低所得Ⅰ (70 歳以上)	一食 140 円	一食 110 円

※全病院共通の変更内容となります。